

定 款

(2024年10月29日改正)

株式会社 エイチームホールディングス

第1章 総 則

第1条 (商号)

当会社は、株式会社エイチームホールディングスと称し、英文ではAteam Holdings Co., Ltd. と表示する。

第2条 (目的)

当会社は、次の事業及びこれに関連する事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. コンピュータ、移動体通信機器等、その周辺機器・関連機器及びネットワークシステムの企画、開発、設計、製造、販売、保守、仲介、輸出入及び賃貸
2. 情報通信サービス業及び情報提供サービス業
3. インターネットに関する各種サービスの企画・開発・運営・保守・管理業務
4. 各種ソフトウェア並びにコンテンツの企画、開発、設計、制作、販売、保守、仲介、運営、輸出入及び賃貸
5. 各種コンサルティング業務
6. 各種商材の取次業及び販売代理業
7. 各種セミナー、催事、イベントの企画、開催及び運営
8. 各種物品の企画、制作、製造、販売、修理、リース、輸出入及び賃貸
9. 店舗、インターネット等を通じた商取引業務
10. 書籍等の印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売
11. 著作権、著作隣接権、商標権等の知的財産権の取得、実施、使用許諾及び管理
12. コンタクトセンター業務
13. 旅行業法に基づく旅行業
14. 広告業及び広告代理店業
15. 人材の育成、研修、マネジメント
16. 人材派遣業
17. 有料職業紹介業
18. 損害保険代理業
19. 生命保険の募集に関する業務
20. 古物の売買並びにその受託販売
21. 福利厚生施設の保守・運営・管理に関する業務
22. 貨物利用運送事業
23. 引越し荷役事業及び作業請負
24. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
25. 資金移動業
26. 暗号資産交換業
27. M&Aその他投資事業
28. 前各号に付帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を名古屋市に置く。

第4条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告により行う。

- II. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第5条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、32,100,000株とする。

第6条 (自己株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己株式を取得することができる。

第7条 (単元株式数)

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第8条 (単元未満株主の権利制限)

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- II. 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が選定する。
- III. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社はこれを取り扱わない。

第10条 (株式取扱規程)

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。

第11条 (基準日)

当会社は、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- II. 前項その他定款に別段の定めがある場合のほか、必要がある時は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

第12条 (招集時期及び方法)

当会社の定時株主総会は、毎年10月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

- II. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

第13条 (招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

- II. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

第14条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- II. 当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- II. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条 (議決権の代理行使)

株主は、他の議決権ある株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- II. 前項の場合には、株主または代理人は株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第17条 (取締役会の設置)

当会社は、取締役会を置く。

第18条 (取締役の員数)

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

- II. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第19条 (取締役の選任)

当会社の取締役は、株主総会において監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

- II. 当会社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- III. 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらない。
- IV. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

第20条 (取締役の任期)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- II. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- III. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- IV. 会社法第329条3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第21条 (代表取締役及び役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

- II. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長及び取締役社長各1名、並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第22条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

- II. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

第23条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- II. 前項にかかわらず、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第24条 (取締役会の決議)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第25条 (取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

第26条 (重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第27条 （取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

第28条 （取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第29条 （取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- II. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第30条 （監査等委員会の設置）

当会社は、監査等委員会を置く。

第31条 （常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第32条 （監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- II. 前項にかかわらず、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第33条 （監査等委員会の決議）

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第34条 （監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第35条 （会計監査人の設置）

当会社は、会計監査人を置く。

第36条 （会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第37条 （会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- II. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第38条 （会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役会の委任により代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第39条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

第40条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第41条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。

II. 当会社の中間配当の基準日は、毎年1月31日とする。

III. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第42条 (期末配当金等の除斥期間)

当会社の期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

II. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

(附則)

第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第24回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。